

公正取引委員会環境配慮の方針

平成18年1月4日

公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会決定

1 はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」(以下「環境基本計画」という。)を閣議決定した。

環境基本計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことが必要とされており、特に、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図ることとされている。

これを受け、公正取引委員会としても、以下のとおり「公正取引委員会環境配慮の方針」を明らかにし、環境に配慮した取組を推進していくこととする。

2 環境に配慮した取組の推進

公正取引委員会はこれまで、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第110号)に基づく政府の実行計画を推進するとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づき、環境への負担が少ない物品等を調達(グリーン調達)してきた。今後とも以下のような環境に配慮した取組を推進していくこととする。

(1) 物品等の購入や使用に当たっての取組

グリーン調達の推進

- ・ グリーン購入法に基づき公正取引委員会において毎年定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、グリーン調達を推進する。

公用車等の効率的利用

- ・ 事務連絡等の業務において、自転車の積極的な利用を図る。

E S C O事業の推進

- ・ 庁舎の光熱水費を削減するため、庁舎管理官庁と連携してE S C O事業(Energy Service Company = 企業が提供するビルなどの省エネ改善・実現事業)の検討等を進める。

(2) 環境に配慮した省資源の取組

エネルギー使用量の抑制

- ・ 庁舎管理官庁と協力して冷房の場合は28度程度，暖房の場合は19度程度に，冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに，夏季においては軽装での執務を促すこととする。
- ・ O A 機器，照明のスイッチの適正管理（O A 機器の節電，昼休み中の消灯，残業時の不要な箇所の消灯に努める。）等によりエネルギー使用量の抑制を図る。
- ・ 夜間の残業削減や有給休暇の計画的消化を図る。
- ・ 近隣階へのエレベーター使用を自粛し，極力階段を利用する。

資源の節約

- ・ 電子メールや電子掲示板の積極的な活用，文書・資料等の磁気媒体での保存等によるペーパーレス化を推進する。
- ・ 両面印刷，両面コピーの徹底等により，可能な限り用紙類の使用量の削減に努める。
- ・ 節水を推進する。
- ・ 廃棄物の量を減らすため，廃棄物の発生抑制（Reduce），再利用（Reuse），再使用（Recycle）を極力図る。
- ・ 電子政府の推進に関する取組として，公正取引委員会所管の申請，届出等の手続について，可能な限りオンライン化を実施する。

(3) 職員に対する環境についての周知等

職員に対する環境保全関連行事への参加を奨励する。

全職員に対し，庁内電子掲示板や新人研修等において，本方針の周知を図る。

3 推進体制

公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会において，本方針の推進を図るとともに，毎年度，進捗状況の点検を行い，本方針の必要な見直しを行う。その結果については，公正取引委員会ホームページで逐次公表する。